

## 第 110 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

| 資料番号  | 資料名                                |
|-------|------------------------------------|
| 1     | 議事次第                               |
| 2     | 委員名簿                               |
| 3     | 会場配置図                              |
| 4-(1) | 第 17 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題         |
| 4-(2) | 第 17 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 主な検討議題      |
| 5-(1) | 第 54 回 食品添加物部会 (CCFA) 仮議題          |
| 5-(2) | 第 54 回 食品添加物部会 (CCFA) 主な検討議題       |
| 6-(1) | 第 43 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 仮議題    |
| 6-(2) | 第 43 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 主な検討議題 |
| 7-(1) | 第 7 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 議題     |
| 7-(2) | 第 7 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 概要     |
| 8-(1) | 第 28 回 油脂部会 (CCFO) 議題              |
| 8-(2) | 第 28 回 油脂部会 (CCFO) 概要              |

## 第110回コーデックス連絡協議会

日時：令和6年3月13日（水）

15:00～17:30

場所：AP虎ノ門Bルーム

（ハイブリッド開催）

### 議 事 次 第

#### 1. コーデックス委員会の活動状況

##### ①今後の活動について

- ・第17回 食品汚染物質部会(CCCF)
- ・第54回 食品添加物部会(CCFA)
- ・第43回 分析・サンプリング法部会(CCMAS)

##### ②最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・第7回 スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)
- ・第28回 油脂部会(CCF0)

#### 2. その他

## コーデックス連絡協議会委員

令和6年2月21日現在

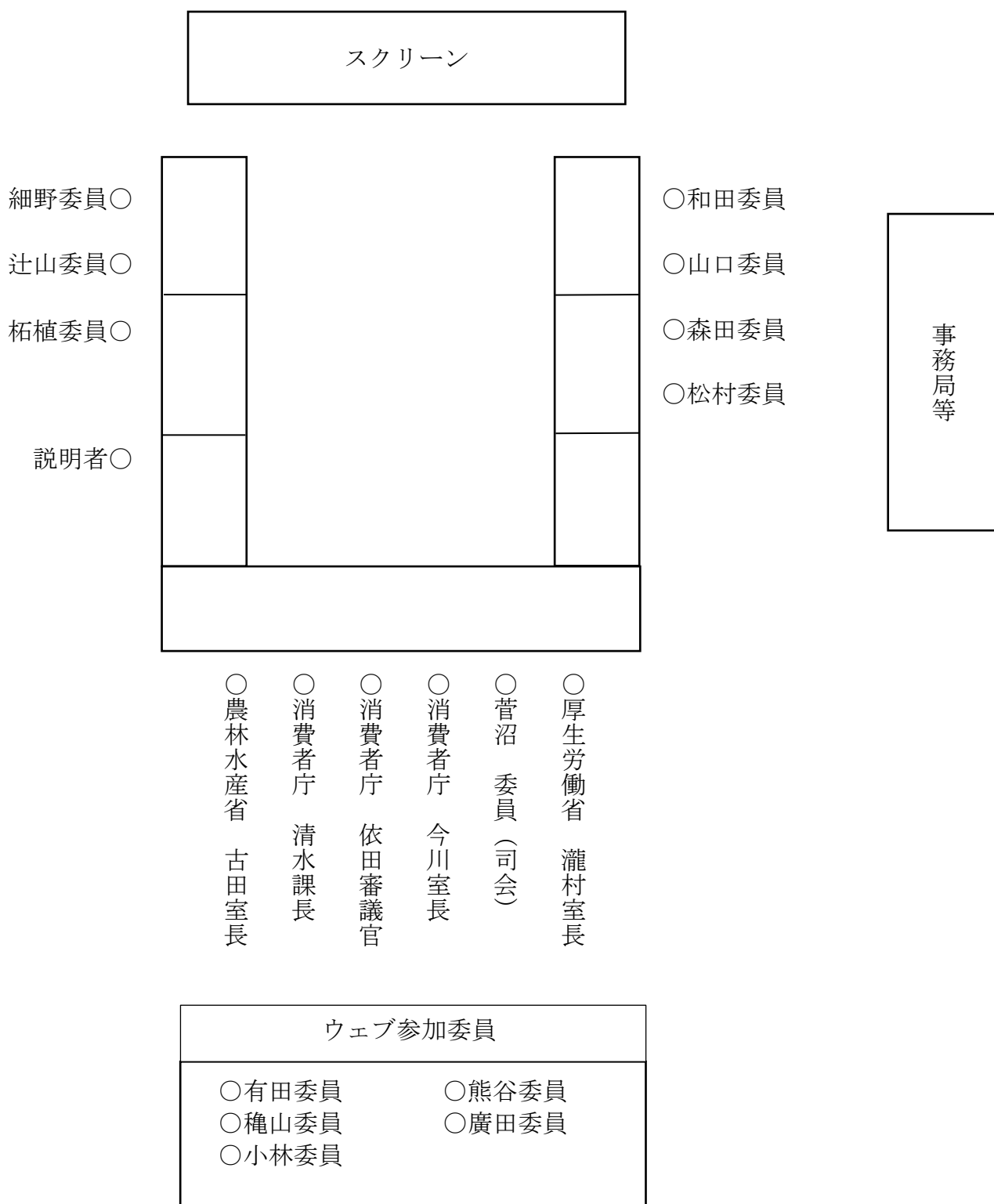
(敬称略 50音順)

|            |              |                                            |
|------------|--------------|--------------------------------------------|
| あきやま<br>磯山 | ひろし<br>浩     | 星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授                     |
| ありた<br>有田  | よしこ<br>芳子    | 主婦連合会 参与                                   |
| くまがい<br>熊谷 | ひ と み<br>日登美 | 日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授                     |
| こばやし<br>小林 | ゆう<br>優      | 全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長              |
| すがぬま<br>菅沼 | おさむ<br>修     | 国際酪農連盟日本国内委員会事務局 参与                        |
| たかはし<br>高橋 | ゆうこ<br>裕子    | 一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員                     |
| つじやま<br>辻山 | やよい<br>弥生    | 公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事                     |
| つるみ<br>鶴身  | かずひこ<br>和彦   | 公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長                     |
| とべ<br>戸部   | よりこ<br>依子    | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会<br>会員    |
| ひろた<br>廣田  | ひろこ<br>浩子    | 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ                   |
| ほその<br>細野  | ひでかず<br>秀和   | サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部<br>品質保証推進部 専任部長 |
| まつむら<br>松村 | まさひこ<br>雅彦   | 一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事                      |
| もりた<br>森田  | まき<br>満樹     | 一般社団法人 Food Communication Compass 代表       |
| やまぐち<br>山口 | りゅうじ<br>隆司   | 一般財団法人 食品産業センター 海外室長                       |
| わだ<br>和田   | まさひろ<br>政裕   | 城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授                         |

## 第 110 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 6 年 3 月 13 日（水） 15:00～17:30

AP 虎ノ門 B ルーム



## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 17 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

日 時：【本会合及び報告書採択】2024 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）  
 【会期前作業部会（バーチャル会合）】4 月 9 日（火）、10 日（水）  
 【会期前作業部会（物理的会合）】4 月 14 日（日）  
 場 所：パナマシティ（パナマ）

### 仮議題

|                      |                                                     |
|----------------------|-----------------------------------------------------|
| 1                    | 議題の採択                                               |
| 2                    | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項                             |
| 3                    | FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項     |
| 4                    | その他の国際機関からの関心事項                                     |
| 産業由来、環境由来及び天然由来の有害物質 |                                                     |
| 5                    | 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）                             |
| 6                    | 魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ 4）                         |
| 毒素                   |                                                     |
| 7                    | 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義         |
| 8                    | 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン（ステップ 4） |
| 9                    | シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ 4）                |
| 討議文書                 |                                                     |
| 10                   | ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書                                |
| 11                   | トロパンアルカロイド類に関する討議文書                                 |
| 12                   | 食品中のアクリルアミドに関する討議文書                                 |

|              |                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 13           | キノア中のカドミウム及び鉛に関する討議文書                                                  |
| 14           | 落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) のレビュー                      |
| 15           | 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B <sub>1</sub> 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー |
| 16           | 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書                                  |
| <b>一般事項</b>  |                                                                        |
| 17           | 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス                                 |
| <b>今後の作業</b> |                                                                        |
| 18           | 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー                                                  |
| 19           | JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業                                 |
| 20           | JECFA による汚染物質の評価の優先リスト                                                 |
| <b>その他</b>   |                                                                        |
| 21           | 汚染物質に関連する食品及び飼料安全の新たな問題についての先見性                                        |
| 22           | その他の議題                                                                 |
| 23           | 次回会合の日程及び開催地                                                           |
| 24           | 報告書の採択                                                                 |

(情報文書)

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書 (CF/17 INF1) (日本がオランダと共同作成)

**FAO/WHO 合同食品規格計画**  
**第 17 回食品汚染物質部会 (CCCF) の主な検討議題**

日 時：【本会合及び報告書採択】2024 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）  
 【会期前作業部会（バーチャル会合）】4 月 9 日（火）、10 日（水）  
 【会期前作業部会（物理的会合）】4 月 14 日（日）

場 所：パナマシティ（パナマ）

**主要議題の検討内容**

**仮議題 1. 議題の採択**

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。新規提案議題がある場合には、適宜、対処したい。

**仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項**

（経緯）

第 46 回総会（CAC）（2023 年）で最終採択及び予備採択された規格やその他の関連する部会における汚染物質に関する議論の状況等が報告、情報提供される見込み。

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

**仮議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項**

（経緯）

本部会に関連する以下の FAO 及び WHO の活動や作業が報告される。

- 前回 CCCF 会合以降の JECFA 会合及び今後の会合予定（ダイオキシン、ヒ素のリスク評価が 2025 年 10 月の第 101 回会合で予定されている。）
- 科学的助言の依頼への対応
- 世界的な食品消費量データベースと、各国がリスクアナリシスの目的でデータを作成し、利用する国の支援のための継続的な活動
- 水と食品の安全性の関連性（化学物質の安全性に焦点をあてて）

FAO からの報告事項

- FAO が公表した「農業食品における環境阻害剤の使用による食品安全への影響」
- 食品安全と食料援助
- FAO が公表した「食品安全に関する早期警戒システム」
- FAO/WHO による魚食のリスクベネフィット
- 二枚貝の監視
- 有害藻類ブルーム（HAB）発生に関する早期警告システム
- 有害藻類ブルームに関する FAO/IOC-UNESCO 合同の政府間パネル
- マイクロプラスチック

#### WHO からの報告事項

- WHO によるダイオキシン及びダイオキシン様物質に関する作業
- FAO/WHO のコーデックス信託基金
- WHO/PAHO の食品安全のリスク管理に関するエビデンスに基づく意思決定に関するワークショップ
- 化学物質及び農薬の管理

#### (対処方針)

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

#### 仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

##### (対処方針)

現時点では資料未着である。国際機関からの報告に適宜対処したい。

#### 仮議題 5. 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）

##### (経緯)

第 13 回 CCCF（2019 年）において、鉛の最大基準値（ML）が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための新規作業を、第 42 回 CAC（2019 年）において承認。

前回会合までに、砂糖類や直接消費用乳幼児用調理済み食品などに新規の ML 設定の議論が終了したところ。今次会合では、料理用ハーブ類及びスパイス類の ML 原案の検討が行われる。

ブラジルを議長国とする電子的作業部会（EWG）からは、ALARA の原則に基づく ML 原案として、以下が提案されている（文中のスパイス名の括弧書きは農林水産省による訳注）。また、スパイス類については、各分類に該当するスパイス類全体の ML を検討すべきか、GEMS/Food のデータベース上で含有実態データが利用可能であった品目のみの ML を検討するのか、部会が評価するよう要請されている。

#### スパイス類

| 品目                           | ML (mg/kg) | 適用部位                       | 注釈/備考                          |
|------------------------------|------------|----------------------------|--------------------------------|
| 乾燥した樹皮からなるスパイス類 <sup>a</sup> | 2.5        | 原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの |                                |
| 乾燥した花からなるスパイス類 <sup>b</sup>  | 0.4        | 原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの |                                |
| 乾燥した花部からなるスパイス類 <sup>c</sup> | 2.5        | 原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの | 関連する Codex 食品規格は CXS 344-2021。 |
| 乾燥した果実及びベリー類からなるスパ           | 0.6        | 原形のままのもの、挽いたもの、粉状の         | 本 ML は華北山椒には適用しない。             |



| 品目                                  | ML (mg/kg) | 適用部位                       | 注釈/備考                                                                         |
|-------------------------------------|------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| イス類 <sup>d</sup>                    |            | もの、砕いたもの                   | 関連する Codex 食品規格は CXS326-2017 及び CXS 353-2022。                                 |
| 華北山椒（花椒）                            | 3.0        | 原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの |                                                                               |
| 乾燥した根茎、塊茎、及び根からなるスパイス類 <sup>e</sup> | 2.0        | 原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの | 本 ML は、乾燥したガラングル（りょうきょう、なんきょう）、ニンニクには適用しない。<br>関連する Codex 食品規格は CXS 343-2021。 |
| 乾燥した種子からなるスパイス類 <sup>f</sup>        | 0.8        | 原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの | 関連する Codex 食品規格は 327-2017 及び CXS 352-2022。                                    |
| 乾燥した仮種皮からなるスパイス類 <sup>g</sup>       | 0.9        | 原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの |                                                                               |

- a. シナモン（セイロンシナモン）、カネラ（ワイルドシナモン）、カシア（カシアシナモン）  
b. カモミールフラワー  
c. サフラン、クローブ、ケッパー  
d. スターアニス、カルダモン、カイエン、黒コショウ、緑コショウ、白コショウ、赤コショウ、パプリカ、チリペッパー、タマリンド、スマック、バニラ  
e. ショウガ、ターメリック  
f. アニスシード、コリアンダーシード、クミンシード、ディルシード、フェヌグreekシード、フェネルシード、マスタード、ナツメグ  
g. マース

#### 料理用ハーブ類

| 品目          | ML (mg/kg) | 適用部位 | 注釈/備考                                                   |
|-------------|------------|------|---------------------------------------------------------|
| 生の料理用ハーブ類   | 0.2        | 全体   |                                                         |
| 乾燥した料理用ハーブ類 | 2.5        | 全体   | 関連する Codex 食品規格は CXS 328-2017、CXS 342-2021、CXS 345-2021 |

#### （対処方針）

EWG が実施した実態データの解析結果を評価、分析した上で、ALARA の原則に照らして適切な ML が設定されるよう対処したい。スパイス類の ML の適用対象については、鉛の汚染機序や経路を考えると、部位別の分類による ML 設定は科学的に合理性があり、分類に該当する品目全体に適用するのが望ましく、a から g に挙げられている個別のスパイス類は、各分類の ML の適用対象となる例として扱うように提案したい。

## **仮議題 6. 魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ 4）**

（経緯）

魚類中のメチル水銀のサンプリングプランについては、前々回の第 15 回 CCCF (2022 年) で、回付文書を通じて加盟国からの情報を収集するとともに、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) におけるサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改訂作業も本作業において考慮すること、サンプリングプランの規定に魚の貨幣価値を持ち込まないことに合意した。ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする EWG を再設置し、2 年かけてサンプリングプランの策定作業を行い、今次会合において議論を行うことに合意したものの。

EWG からは、討議文書に示されたサンプリングプランの原案をステップ 5/8 での最終採択に向けて推奨が可能か、それとも EWG 内で提起された側面について引き続き検討するためサンプリングプランの更なる改良を行うべきか、について検討するよう部会に対して勧告されている。

（対処方針）

我が国は EWG にも参加し、マグロ類のような大型魚類のサンプリングプランの検討に資する魚体中の部位別濃度データを提出し、尾部の筋肉の濃度が魚体全体の平均濃度と有意な差がないことを科学的に示し、尾部からサンプリングすべきであることを主張してきたところ。こうした科学的なデータに基づいて、経済性を含む実行可能性なども考慮したサンプリングプランとなるよう対処したい。

## **仮議題 7. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費落花生の定義**

（経緯）

第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシンの防止低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF (2021 年) では、インドを議長国とする EWG を再設置し、ML 原案の議論を続けてきたものの、前回会合で直接消費用 (RTE) 落花生の定義が決まっていないことから、GEMS/Food 上の解析対象とすべきデータが特定できず、ML の検討作業が困難であることが判明した。そこで、インドを議長国とする EWG を再設置し、まずは、総アフラトキシンの ML が対象とする RTE 落花生の明確な定義についての提案並びに地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム (GEMS/Food) 管理者およびデータ解析のガイダンスに関する EWG との連携協力の下で、実態調査データの分類を今次会合で検討することになった。

現時点では資料未着であるが、EWG から RTE 落花生の定義が提案され、議論される見通しである。

（対処方針）

国際的な貿易の実態や既存の総アフラトキシンの ML における加工向け落花生の定義、他のナッツ類等における総アフラトキシンの ML における RTE の定義などを勘案し、

実態に即した定義となるよう対処したい。

#### 仮議題 8. 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン（ステップ 4）

（経緯）

第 12 回 CCCF にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範(CXC 78-2017) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に ML 策定の議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF 以降、議論を行い、前回会合において、乾燥トウガラシ、ナツメグの総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグのオクラトキシン A の ML について、ステップ 5/8 で第 46 回 CAC に最終採択を求め、採択された。

現時点では資料が未着であるが、インドを議長国とする EWG が策定したサンプリングプラン原案の検討が行われる見通しである。

（対処方針）

輸入時点において、より現実的に実施可能なサンプリングプランとすることが望ましいとの立場で対処したい。

#### 仮議題 9 シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ 4）

（経緯）

前回会合において、シガテラ中毒の防止又は低減に関する実施規範/ガイドラインに係る新規作業を開始することに合意し、第 46 回 CAC でプロジェクトドキュメントが承認された。

米国を議長、フランス、スペイン及びパナマを共同議長とする EWG からは、本作業は実施規範とすることが適切であるとして、シガテラ中毒に関連することが知られる、または関連が疑われる海洋生物のリストのほか、シガトキシン（CTX）の検査の目的に応じて適用可能な分析法の一般的な情報を含む原案が提示されている。

EWG から部会に対して、ステップを進めることが可能か検討し、進めることができない場合には実施規範の最終化に向けてさらに検討が必要な事項を特定することが勧告されている。

（対処方針）

提案されている実施規範の原案は、EWG における我が国のコメントは概ね反映されているところ、各国におけるシガテラ中毒の防止及び低減に有効な文書となるよう適宜対処したい。

#### 仮議題 10. ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書

（経緯）

第 14 回 CCCF で EU を議長とする EWG を設置し、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することが合意されたが、前回会合では討議文書の回付が遅すぎたことから、今後の作業をどう進めるかに限定して議論を行い、回付

文書により討議文書へのコメントを募集し、EWG において今次会合に向けて討議文書の改訂を行うことに合意した。

EWG が開催されておらず、現時点では資料が未着であるが、EWG 議長国が各国からのコメントを受けて改訂した討議文書が回付されると思われる。

なお、回付文書では以下の点についてコメントを求めている。

- 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類（PA）の実態調査データの提出のための要件を策定すること。
- 食品及び飼料中の PA 汚染の防止及び低減に関する雑草管理のための実施規範（CXS 74-2014）の改訂に向けた作業をすること、またその検討のために討議文書を改訂すること。
- 実施規範の改訂作業を行う場合は、プロジェクトドキュメントの内容をレビューすること。
- EWG を再設置し、実態調査データが従うべき最低要件の策定、実施規範の改訂又は討議文書の更新に取り組むこと。

（対処方針）

実態調査データの最低要件の検討が行われる場合には、我が国が所有する食品中の PA の実態調査データが今後の議論において活用可能となるよう、適宜対処したい。

また、雑草管理のための実施規範の改訂作業を行う場合には、我が国から追加で提出が可能な情報は限られているものの、新たに利用可能な情報がある場合には改訂を支持することとしたい。

## **仮議題 11. トロパンアルカロイド類に関する討議文書**

（経緯）

前回会合において、FAO/WHO 専門家会合で報告書が取りまとめられたトロパンアルカロイド類のフォローアップ作業について議論し、中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、トロパンアルカロイド類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について今次会合で検討するための討議文書を用意することになったもの。

現時点では資料は未着であるが、EWG からは、実施規範の新規策定や JECFA へのフルスペックのリスク評価の依頼の必要性の検討を含む、討議文書が提出される見通しである。

（対処方針）

我が国におけるトロパンアルカロイド類による食中毒は、可食の山菜や野草類と有毒植物の誤認によるものが中心であり、海外で報告されているような穀類への有毒種子の混入等による食中毒はまれであるが、そうした穀類の汚染は雑草管理や生産工程の管理により防止が可能であると考えられるため、実施規範の新規策定が提案される場合には支持することとしたい。

## **仮議題 12. 食品中のアクリルアミドに関する討議文書**

（経緯）

前回会合で、インドからアクリルアミドを JECFA の優先リストに追加することが提案されたが、JECFA からは、すでに 2005 年と 2011 年に 2 回の評価を行っており、遺伝毒性発がん性物質であることから健康影響に基づく指標値（HBGV）が設定されていないが、そうした結論を変えるだけの新たなデータが利用可能である見込みは少ないこと、CCCF では過去の評価を受けて実施規範を策定済みであり、JECFA の限られたリソースを活用して 3 回目の評価を実施するだけの正当な理由がないとの見解が示された。これらを受けて、インドを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、アクリルアミドのリスク管理措置の実行可能性について検討するための討議文書を最新の JECFA の評価も考慮して作成することになったもの。

しかし、EWG が開催されておらず、資料も未着である。

（対処方針）

討議文書を接受次第、内容を解析、評価し、適宜対処することとしたい。

### **仮議題 13. キノア中のカドミウム及び鉛に関する討議文書**

（経緯）

第 40 回 CAC（2017 年）において、穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、またはキノアに個別の ML を設定するかを検討することが本部会に要請され、第 14 回 CCCF で議論した結果、3 年間のデータ収集期間をおいて検討することに合意していたもの。

JECFA が作成した討議文書では、同機関による評価に基づいて、部会が次の事項について検討することが求められている。

- キノアに ML 設定が不要であることを示す十分な根拠があるかどうか、又は ML 設定のための十分な根拠があるかどうかを検討すること。
- （ML 設定についての十分な根拠がある場合、）穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、又は、キノアに個別の ML を設定するか検討すること。
- （個別の ML 設定が支持される場合、）JECFA としては以下の ML 原案を提案すること。
  - ① カドミウムの ML 原案：0.1 mg/kg 又は 0.2 mg/kg（違反率はそれぞれ 5%、0.2%）
  - ② 鉛の ML 原案：0.1 mg/kg 又は 0.2 mg/kg（違反率はそれぞれ 4%、0.4%）
  - ③ 討議文書中のデータ・情報又は追加のデータ・情報に基づくその他の代替 ML 原案
- もしくは、ML の適用拡大又は個別 ML の設定に、さらなる根拠の調査が必要かどうかを検討すること。

（対処方針）

討議文書の JECFA が行った ML 設定による違反率やばく露評価の内容を解析、評価し、適宜対処することとしたい。

### **仮議題 14. 落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）**

## のレビュー

(経緯)

前回会合の汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業（仮議題 18 参照）において、「食品および飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」が作成され、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを、ブラジルを議長国とする EWG を設置し、実施することになったもの。

現時点では資料が未着であるが、EWG からは改訂に資する新しい情報があるとして、本実施規範の改訂の新規作業の提案が行われる見通しである。

(対処方針)

最新の情報に基づく実施規範の改訂は、さらなる輸入落花生やその加工品の安全性の向上に資するものであり、基本的には新規作業提案を支持することとしたい。

## 仮議題 15. 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B<sub>1</sub> 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー

(経緯)

前回会合の汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業（仮議題 18 参照）において、「食品および飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」が作成され、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを、カナダを議長国とする EWG を設置し、実施することになったもの。

現時点では資料が未着であるが、EWG からは本実施規範の改訂の新規作業の提案、改訂時に本実施規範作成後に得られた新たな情報を考慮することの提案、改訂において関連するかび毒の汚染防止及び低減に関する実施規範（CXC 51-2003、CXC 59-2005、CXC 55-2004）の情報を活用しつつ、各実施規範間の重複を避けるため、本実施規範の改訂方針を検討することの提案が行われる見通しである。

(対処方針)

最新の情報に基づく実施規範の改訂は、飼料原料の安全性のさらなる向上に資するものであり、基本的には新規作業提案を支持することとしたい。

## 仮議題 16. 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、米国が、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に向けた討議文書を次回会合に向けて作成する用意があるとの意向を示し、作業が承認された。本作業に係る EWG は設置されていないが、我が国も米国に対して国内におけるコメ等のカドミウム汚染の防止及び低減に関する情報を提供するなどの協力を行った。

米国が作成した討議文書では、討議文書に取りまとめられた情報に基づいて実施規範の策定に十分な情報があるか検討すること、実施規範の新規策定を行う場合に、「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 51-2003）」と同様に、品目ごとに

付属書を策定する必要があるかを検討することが勧告されている。また、品目別の付属書を作成する場合には、一昨年の総会で最終採択された「ココア豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 80-2022）」を別の文書として維持するのか、新規策定する実施規範の付属書として取り入れるのかを助言すること、品目別付属書の策定において提案されているアウトラインの調整が必要かを示すことが勧告されている。

その上で、作業に合意する場合は、プロジェクトドキュメントのレビューや次回会合に向けて EWG が更に実施規範を検討するための回付文書の発行の検討が要請されている。

（対処方針）

農産物中のカドミウム汚染の防止及び低減に関しては、我が国の知見や経験に基づいて作業に貢献ができ、国際的な食品の安全性の向上に資することから、基本的には新規策定作業を支持することとしたい。

実施規範の構成については、農産物、畜産物、水産物、加工食品等のそれぞれで、回付文書による情報収集を経た上で、個別の付属書を作成するだけの情報があるかどうかを判断することを提案することとしたい。

## **仮議題 17. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス**

（経緯）

第 12 回 CCCF において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG（議長：EU、共同議長：米国、オランダ、日本）が設置された。

前回会合では、会期前に開催されたバーチャル作業部会（VWG）や物理的作業部会（PWG）を通して、共同議長国が分担して策定したガイダンス案の今後の作業の進め方を中心に議論が行われた。EU が全体の議長国として、今後の作業をリードすることになっていたものの、再度 EWG が開催されず、作業が滞っている状況であり、現時点では資料は未着である。

（対処方針）

本ガイダンスの策定作業は、CCCF における ML 策定のための EWG の作業の透明性や一貫性を高めるとともに、データ解析の科学的な信頼性を高めるために重要であることから、引き続き共同議長国として、本文書の完成に向けて協力することとしたい。

## **仮議題 18. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー**

（経緯）

第 14 回 CCCF において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格（ML、ガイドライン（GL）、実施規範（COP））について、改定（改訂）の優先度が高いものを同定するためのレビューを 3 年間試行することとなったもの。

前回会合では、「食品および飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書

の全体の最優先リスト」の作成やリスト掲載のための規準の改訂などが行われ、結果として2つの実施規範のレビューが決定した（仮議題14及び15を参照）。

現時点では資料未着であるが、会期前にカナダを議長国とする VWG が開催され、引き続き、最優先リストの検討やレビューを行う規格の検討などが行われる見通しである。

（対処方針）

昨年度から2つの規格のレビューが進んでいるところであり、最優先リストに掲載されている規格について、新たにレビューを追加実施する場合には、部会全体の作業負荷量や関連する議題の作業状況、JECFA の評価スケジュールなども勘案して決定すべきとの方針で対処したい。

## **仮議題 19. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業**

（経緯）

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、本会合の会期前に開催される作業部会（議長：EU）で議論される予定。

前回会合では、トロパンアルカロイド類のフォローアップ作業については今次会合で議論することに合意した。現時点では資料未着であるが、前回会合で合意した、麦角アルカロイド類及びトリコセセン類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性についての再検討が行われる見通しである。

（対処方針）

フォローアップ作業が必要な汚染物質、毒素については、専門家会合で健康リスクが無視できないとされたものを優先し、部会全体の作業負荷も勘案した上で必要に応じて EWG を設置して討議文書を作成し、想定される作業に必要な情報やデータの利用可能性を整理すべきとの立場で対処したい。

## **仮議題 20. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト**

（経緯）

本会合の会期前に開催される作業部会（議長：米国）で議論される予定。

現在のリストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチン、タリウム、有機フッ素化合物（PFAS 例：PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS）が掲載されている。また、昨年度の会合で残留農薬部会（CCPR）に意見を求めることとなったエチレンオキシド及び2-クロロエタノール類のリスト追加の可否についても検討される見通しである。

（対処方針）

各国からの追加提案等を聴取し、我が国への影響なども考慮して適宜対処するとともに、我が国から提出可能となった評価に利用可能な情報、データがあれば情報提供したい。

（以下、省略）



仮議題 21. その他の議題

仮議題 22. 次回会合の日程及び開催地

仮議題 23. 報告書の採択

# FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第 54 回食品添加物部会 (CCFA)

日 時：【本会合及び報告書採択】2024 年 4 月 22 日（月）～4 月 26 日（金）

【会期前作業部会（物理的会合）】4 月 19 日（金）、4 月 20 日（土）

場 所：四川省成都（中華人民共和国）

### 仮議題

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 1    | 議題の採択                                                            |
| 2    | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項                                          |
| 3(a) | FAO/WHO 並びに第 96 回及び第 97 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項 |
| 3(b) | 第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案             |
| 4(a) | コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂                              |
| 4(b) | 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合: 整合に関する電子作業部会報告        |
| 5(a) | 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告                         |
| 5(b) | 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2023/46-FA への回答)     |
| 6    | 食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案                          |
| 7    | JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2023/47-FA に対する回答)        |
| 討議文書 |                                                                  |
| 8    | 食品添加物に関する一般規格 (GSFA)、個別食品規格とその他の文書間の相違に関する討議文書－未解決の問題の特定－        |
| 9    | 酵母の規格策定に関する討議文書                                                  |
| その他  |                                                                  |
| 10   | その他の事項及び今後の作業                                                    |
| 11   | 次回会合の日程及び開催地                                                     |

|    |         |
|----|---------|
| 12 | 報告書案の採択 |
|----|---------|

## 第 54 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2024 年 4 月 22 日（月）～ 4 月 26 日（金）

場所：四川省成都（中華人民共和国）

### 主要議題の検討内容

#### 仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

コーデックス総会（CAC）、食品汚染物質部会（CCCF）、残留農薬部会（CCPR）、食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）、分析・サンプリング法部会（CCMAS）、一般原則部会（CCGP）、近東地域調整部会（CCNE）から付託された事項及び前回会合で今後検討するとした事項について検討する。

（対処方針）

適宜対処したい。

#### 仮議題 3(a). FAO/WHO 並びに第 96 回及び第 97 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項

（経緯）

第 96 回 JECFA 会合（2023 年 6 月）及び第 97 回 JECFA 会合（2023 年 10 月）の結果について、事務局から報告がなされる予定である。第 96 回 JECFA 会合では、1 つの食品添加物及び 2 種類の香料群についての安全性評価並びに 3 つの食品添加物及び 8 種類の香料群についての仕様書の改訂が行われた。第 97 回 JECFA 会合では、1 つの食品添加物の仕様書の改訂を含む安全性評価及び 3 種類の香料群についての安全性評価が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が記載されている。

また、アゾジカルボンアミド（INS 927a）の ADI が取り下げられたことを踏まえ、GSFA からアゾジカルボンアミド（INS 927a）の条項を削除することが提案されている。

（対処方針）

コーデックス事務局及び JECFA 事務局からの報告を聴取の上、適宜対処したい。また、アゾジカルボンアミド（INS 927a）については、GSFA への収載の要件<sup>1</sup>を満たさないことから削除を支持する立場で対処したい。

#### 仮議題 3(b). 第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性

<sup>1</sup> General Standard for Food Additives (CODEX STAN 192-1995) PREAMBLE 3.2

## 及び純度に関する仕様書原案

(経緯)

第 96 回 JECFA 会合及び第 97 回 JECFA 会合の結果について、事務局から報告がなされる予定である。第 96 回 JECFA 会合及び第 97 回 JECFA 会合では、6 種類の食品添加物の仕様書の改訂、香料の仕様書の改訂等の議論が行われた。

(対処方針)

JECFA 事務局からの報告を聴取の上、適宜対応したい。

## 仮議題 4(a)．コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

(経緯)

コーデックス手続きマニュアルに従い、個別食品規格における全ての食品添加物(加工助剤を含む)の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。

今回会合では、各部会から送付された規格案における食品添加物条項案について承認に係る検討の要請や情報提供がなされる予定である。

(対処方針)

個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFA で承認されるよう適宜対処したい。

## 仮議題 4(b)．個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合:整合に関する電子作業部会報告 (文書未達)

(経緯)

GSFA を食品添加物に関して唯一参照するべき規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。

今回会合では、以下の点について、電子作業部会の検討結果を踏まえ、議論が行われる予定である。

- 乳及び乳製品の規格 (発酵乳の規格 (CXS 243-2003)、クリーム及び調整クリームの規格 (CXS 288-1976)) の整合
- 加工果実・野菜部会の規格 (加工濃縮トマトの規格 (CXS 57-1981 ; 整合の必要性を含め検討)、テーブルオリーブの規格 (CXS 66-1981)、果物や野菜の漬け物 (ピクルス) の規格 (CXS 260-2007) 及び急速冷凍野菜の規格 (CXS 320-2015)) の整合
- 地域規格 (ハリッサの地域規格 (CXS 308R-2011)、テンペの地域規格 (CXS 313R-2013)、デーツペーストの地域規格 (CXS 314R-2013)、海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017) 及びヤーコンの地域規格 (CXS 324R-2017)) の整合
- GSFA の表 3 の注釈の作成及び管理

我が国は第 53 回 CCFA 会合 (2023 年) での合意に基づき、本議題に関する電子作業部会の共同議長を務めている。

(対処方針)

個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合されるよう適宜対処したい。

#### **仮議題 5 (a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告**

(経緯)

今回合合では、以下の事項について各国から提供された技術的正当性の情報等に基づき議論を行う予定である。

- i. 甘味料の条項案及び条項原案並びに注釈 161 を付した甘味料の採択済み条項
- ii. 食品分類 07.0「ベーカリー製品」、12.0「食塩、香辛料、スープ、ソース、サラダ、及びタンパク質製品」、13.0「特殊な栄養上の目的で使用される食品」及び 15.0「そのまま食べられる香味製品」とその下位分類における着色料の条項案及び条項原案並びに同分類における注釈 161 を付した着色料に関する採択済み条項
- iii. 食品分類 14.2「ノンアルコール及び低アルコールの同等品を含むアルコール飲料」及びその下位分類の条項案及び条項原案
- iv. 第 53 回合合で GSFA のステップ 2 に加えた条項
- v. GSFA の残りのすべての条項案及び条項原案（上記 ii 及び iii で対象としない着色料並びに他の部会や JECFA からのガイダンスを待っている条項を除く。）

(対処方針)

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

#### **仮議題 5 (b). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規／改訂の提案 (CL 2023/46-FA への回答)**

(経緯)

食品添加物条項の新規／改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について、GSFA 規格策定プロセスに含めるか検討を行う予定である。

今回合合では、各国からの提案に基づき、コーデックス手続きマニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行い、妥当であれば GSFA の規格策定プロセスに含める予定である。

(対処方針)

規格の新規提案に必要な情報が揃っているものについては、規格の新規/改訂の提案を行うことを支持する立場で適宜対処したい。

## **仮議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案**

(経緯)

CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン (CXG 36-1989) を策定している。

なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった INS 番号の変更又は追加について、電子作業部会における検討結果に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

適宜対処したい。

## **仮議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2023/47-FA に対する回答)**

(経緯)

CCFA は毎回、各国からの提案をもとに、データの提供可能性等を考慮して JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成している。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった食品添加物及び加工助剤、香料について、JECFA による評価のための優先物質リストに掲載すべきか議論する予定である。

(対処方針)

JECFA による評価のための食品添加物への追加及び変更にあたって必要な情報が提供されており、JECFA にデータが確実に提供されるもののみが当該リストに含まれるよう適宜対処したい。

なお、我が国より、2つの酵素 (Acylglycerol lipase from *Penicillium crustosum* expressed in *Penicillium crustosum*, Triacylglycerol lipase from *Limnomyces cylindracea*) について、JECFA による評価のための優先物質リストへの掲載依頼を行っている。

そのほか、CL 2023/47-FA Annex 3 Part Bにある No. 18、No. 21 の2つの酵素について提案等を行う。No. 18 Phosphodiesterase from *Penicillium citrinum*については日本から評価依頼を出したもののだが、ribonuclease P enzyme preparation from *P. citrinum* AE-RP として評価が終了したため、リストからの削除を提案する。

さらに No.21 Ribonuclease from *Penicillium citrinum* RP-4 については、我が国にデータ提供が可能な事業者がいること及びそのデータである安全性試験完了が 2025 年 3 月の見込みであることを表明する。

#### **仮議題 8. 食品添加物に関する一般規格 (GSFA)、個別食品規格とその他の文書間の相違に関する討議文書－未解決の問題の特定－**

(経緯)

第 53 回会合において、他の部会により新しい食品添加物の条項が策定され続けており、現行の CCFA の「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」はさらなる相違を防止するには不十分であると考えられること、相違の問題には全体論的なアプローチが必要であることが指摘された。これを踏まえ、第 53 回会合は、中国、カナダ、EU を共著者として、GSFA、個別食品規格、その他の文書間での相違を将来的に防止することに関して、未解決の問題を洗い出すための討議文書を準備するよう要請することに合意した。今回会合では、準備された討議文書について議論が行われる予定である。

(対処方針)

GSFA と個別食品規格の相違の防止が図られるよう、適宜対処したい。

#### **仮議題 9. 酵母の規格策定に関する討議文書**

(経緯)

第 44 回総会（2021 年）にて、中国から、酵母規格に関する新規作業提案をどの部会に提案すべきか照会があり、コーデックス事務局より CCFA に提案すべきと勧告があった。これを踏まえ、第 53 回会合に、中国から討議文書が提出され議論された。<sup>2</sup>

第 53 回会合では、我が国からは、

- ・ 現在、国際規格がないことによって消費者の健康に関する問題や、公正な貿易に関する問題があるとの情報はないため、我が国としては酵母のコーデックス規格は不要と考えている
- ・ しかし、コーデックス規格を必要とする国があり、規格策定を進めるのであれば、「パン用酵母及び醸造用酵母」と食用酵母を一つの規格でカバーするのは困難であることから、食用酵母は規格の対象から除くべき等を述べた。

また、シンガポールからは食用酵母は規格の対象から除くべき、EU からは規格対象はパン用酵母に絞るべきとの意見があった。また、その他の国からも規格の対象はもっと検討されるべき等の意見があり、関心のあるメンバーにて、プロジェクトドキュメント（以下、プロドク）を検討し、次回会合にて再度検討することとなった。<sup>3</sup>

<sup>2</sup> 第 44 回コーデックス総会報告（第 98 回コーデックス連絡協議会資料 54 ページ  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki.jun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>）

<sup>3</sup> 第 53 回食品添加物部会報告（第 106 回コーデックス連絡協議会資料 70 ページ  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki.jun/codex/attach/pdf/106-7.pdf>）



第 53 回会合以降、関心のあるメンバー（中国、フランス、日本、トルコ、COFALEC（オブザーバー団体））にてプロドクの検討を行い、規格対象はパン用酵母に絞ることに合意した。

今回会合では、リバイスしたプロドクをもとに議論が行われる予定。

（対処方針）

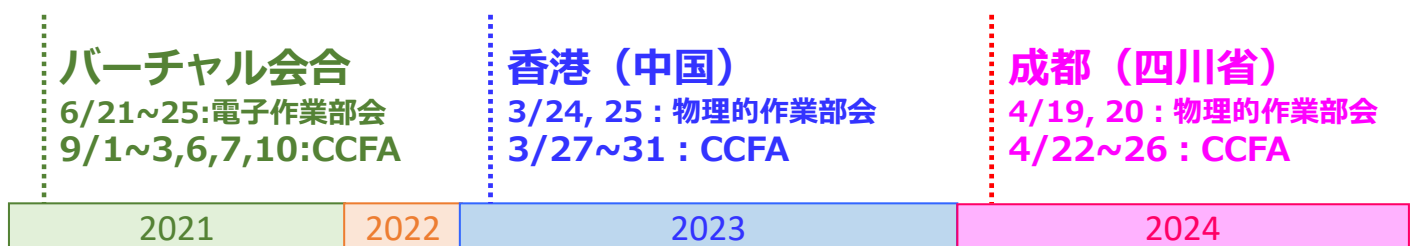
我が国としては、酵母のコーデックス規格は不要と考えるが、規格を必要とする国があり作業が開始される場合には、規格対象をパン用酵母に絞るべきとの立場で対処したい。また、我が国の酵母製品の生産、流通及び貿易に影響が生じないよう対処したい。

# コーデックス委員会

## 第54回食品添加物部会について

### 食品添加物部会（CCFA）

- ホスト国（議長国）：中国
- 最近の開催状況：52nd2021年9月（バーチャル会合）、53rd2023年3月（香港）

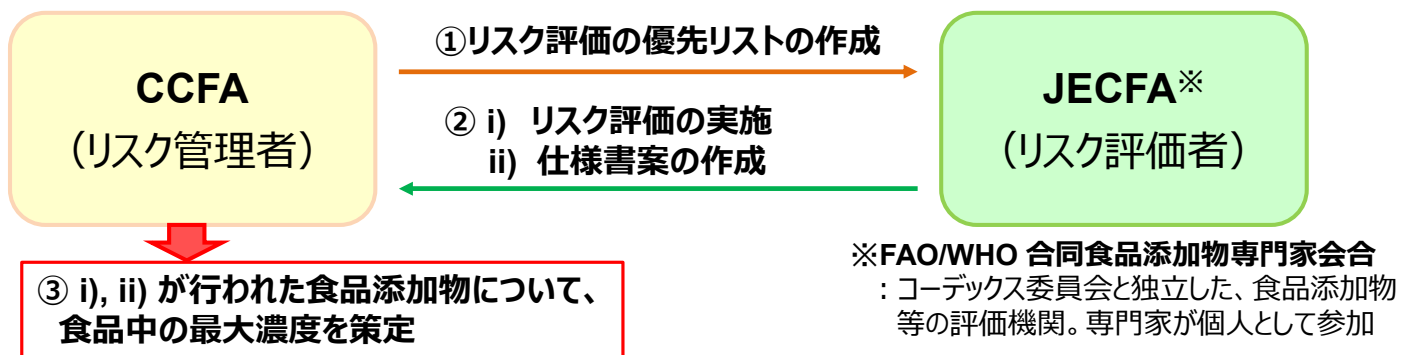


- ・ COVID-19の影響で2020年3月の開催を延期  
→作業部会等での検討を継続・追加の検討を実施
- ・ 2021年6月に電子的作業部会（EWG）を開催
- ・ 2021年9月にCCFAのバーチャル会合を開催（本部会のバーチャル会合は初）
- ・ 2023年3月に4年ぶりの現地会合（香港）を開催
- ・ **2024年4月に54thCCFAを現地会合（成都）を開催**

- CCFA の Terms of Reference（TOR）
  - a. **食品添加物の食品中の最大濃度の設定／承認**
  - b. **リスク評価の優先リストの作成**
  - c. **食品添加物の機能分類の指定**
  - d. **食品添加物の仕様書の勧告**
  - e. **食品中の食品添加物の分析法の検討**
  - f. **食品添加物の表示に関する事項など関連する規格の検討**

## 食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス①

### ● CCFA におけるリスクアナリシス



### 【リスク評価の優先リスト】（関連する主な議題：議題 7）

- CCFAは会合毎に、各国からの提案に基づき、JECFAにリスク評価を依頼する物質を選定し、リスク評価の優先リストを作成

### 【基本的な対処方針】

- JECFAによる評価に必要なデータ等の提供可能性が確認されたもののみが当該リストに含まれるように対応

## 食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス②

### 【食品添加物のリスク評価】（関連する主な議題：議題3(a)）

- JECFAにおいて、**毒性評価**（許容一日摂取量（ADI）の設定）・**暴露評価**（1日当たりの摂取量を推計）・**リスク評価**（ADIと推定摂取量の比較から、人の健康影響の有無を判断）を実施
- 評価に必要なデータ等が不足している場合は、追加データの提出等について勧告

### 【食品添加物の仕様書案】（関連する主な議題：議題3(b)）

- JECFAにおいて、食品添加物の**同一性及び純度に関する仕様書**の原案を作成（作成される仕様書は、最終的にコーデックスの仕様書としてコーデックス総会が採択）

### 【基本的な対処方針】

- JECFAでリスク評価、仕様書原案の作成が行われた食品添加物については、コーデックス基準等に適切に反映されるよう対応
- データ提出等の勧告がなされた食品添加物については、適切なデータの収集・提供等がなされ、JECFAで必要な検討が十分に行われるよう対応

5

## 食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）

### 【GSFA】（関連する主な議題：議題5）

- 食品添加物、ADI等の用語の定義、食品添加物使用の一般原則、食品へのキャリーオーバーの適用条件、**食品添加物ごとの食品中の最大濃度**等（食品添加物条項）を規定
- コーデックス規格の一つであり、**SPS協定上の国際規格**  
⇒コーデックス規格がある場合、**輸入食品に対し自国内での食品の安全のためにとる措置については、コーデックス規格に基づいて取ることを考慮**（より厳しい規格を策定する場合、科学的正当性の証明が必要）
- コーデックスにおいて、食品添加物について**参照すべき基準**
- 食品添加物条項は、JECFAの評価結果を基に、各国・関連するコーデックス部会等から提供された情報を踏まえて、**使用が正当と確認されたもの**について規定

### 【基本的な対処方針】

- 各国・関連部会等から提供された情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう対応
- 我が国から技術的正当性等の情報を提出した食品添加物については、提供した情報に基づいて食品添加物条項が策定されるよう対応



## 【GSFAの構成】

### ①前文

対象範囲、用語の定義、食品添加物使用の一般原則等を記載

（例：食品添加物の定義）

1. 通常はそれ自体は食品／食品原材料でない
2. 食品の製造等において目的をもって意図的に添加する
3. それ又はその副産物が食品に残留し、食品の特性に影響する
4. 汚染物質・栄養目的で添加するものは含まない

### ②付属文書

A 食品中の最大濃度検討のためのガイドライン

B 食品分類システム\*一覧表

\*国際的に流通する全食品を分類。最大濃度の規定に使用

C コーデックス食品規格と食品分類システムの相互参照表

### ③食品添加物条項

表1～3，表3の付表



# 参考情報（GSFA）②

## 【食品添加物条項の構成】

表1 食品添加物の名称の順に、食品分類ごとの最大濃度等を掲載

表2 食品分類の順に、食品添加物ごとの最大濃度等を掲載

※JECFAでグループとして評価された品目群は、グループとして規定

表3 適正製造規範（GMP）下で使用が許容される食品添加物  
（食品添加物の名称の順）

←JECFAが「ADIを特定しない」と評価した場合に掲載

表3の付表：表3に掲載された食品添加物であっても、必ずしも

GMP下での使用が許容されない食品分類の表

（使用には表1，2に最大濃度等の規定が必要）

## 【食品添加物条項の主な記載事項】

(1) 機能分類（例：着色料、乳化剤など）

(2) 食品中の最大濃度〔表1・2〕

(3) 国際番号システム（INS）の番号



## GSFAと個別食品規格の整合①

### 【個別食品規格の食品添加物条項】（関連する主な議題：議題4(a)）

- 個別食品規格における食品添加物（加工助剤を含む）の条項は、全てCCFAの承認を受けることが必要（コーデックス手続きマニュアルに規定）
- CCFAは、JECFAの評価結果に照らして、食品添加物条項案が妥当か否かを検討
- 該当食品への食品添加物使用の正当性は、各規格を検討する部会が検討

(参考) 個別食品規格の基本フォーマット

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1. 規格の名称          | 6. 汚染物質規格      |
| 2. 範囲             | 7. 衛生規格        |
| 3. 食品の定義          | 8. 重量          |
| 4. 必須構成成分及び品質規格   | 9. 表示          |
| 5. <b>食品添加物規格</b> | 10. 分析・サンプリング法 |

### 【基本的な対処方針】

- 個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち、承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFAで承認されるよう対応

9

## GSFAと個別食品規格の整合②

### 【GSFAと個別食品規格の整合】（関連する主な議題：議題4(b)、8）

- GSFAと個別食品規格の食品添加物条項には不整合がある
  - 理由1：GSFAの食品分類は、個別食品規格がカバーしていない食品を含む
  - 2：個別食品規格の対象食品に、GSFAの複数の食品分類を含む場合がある
  - 3：個別食品規格の策定時期が古い

⇒CCFAにおいて**WGを設置して、両者の整合をとるために作業中**

（例A：個別食品規格から個々の添加物の記載を削除し、GSFAを参照する文章を追加  
B：個別食品規格で使用が認められていない食品添加物に対して、GSFAの表に「該当規格の対象食品を除く」旨の注釈を追加）

### 【基本的な対処方針】

- GSFAを「食品添加物について唯一の参照すべき基準」とするため、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項が整合するよう対応



個別食品規格：ミルクパウダーとクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）

**Anticaking agents**

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 170(i)   | Calcium carbonate      |
| 341(iii) | Tricalcium phosphate   |
| 343(iii) | Trimagnesium phosphate |

※Maximum level : 10 000 mg/kg singly or in combination

**GSFA：表1,表2**

Example: Calcium carbonate (INS 170(i))

Table 1

Calcium carbonate  
INS 170(i): Functional class: Acidity regulator, Anticaking agent, Colour, Firming agent, Flour treatment agent, Stabilizer

| treatment agent, Stabilizer |          |                                      |           |                  |                 |
|-----------------------------|----------|--------------------------------------|-----------|------------------|-----------------|
| Food No.                    | Category | Food Category                        | Max Level | Notes            | Recommendations |
| 01.5.1                      |          | Milk powder and cream powder (plain) | GMP       | C207, D290, E290 | Adopt           |

Table 2

| Food category 01.5.1: Milk powder and cream powder (plain) |        |           |                  |                |
|------------------------------------------------------------|--------|-----------|------------------|----------------|
| Additive                                                   | INS    | Max level | Notes            | Recommendation |
| Calcium carbonate                                          | 170(i) | GMP       | C207, D290, E290 | Adopt          |

・C207 個別規格（CXS207-1999）乳製品およびクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）に準拠した製品に使用する場合を除く。という**注釈を追加**

C207 Except for use in products conforming to the Standard for Milk Products and Cream Powder (CXS 207-1999): bone phosphate (INS 542), calcium carbonate (INS 170(i)), calcium dihydrogen phosphate (INS 341(i)), calcium hydrogen phosphate (INS 341(ii)), calcium silicate (INS 552), magnesium carbonate (INS 504(i)), magnesium dihydrogen phosphate (INS 343(i)), magnesium hydrogen phosphate (INS 343(ii)), magnesium oxide (INS 530), magnesium silicate, synthetic (INS 553(i)), silicon dioxide, amorphous (INS 551), talc (INS 553(iii)), tricalcium phosphate (INS 341(iii)) and trimagnesium phosphate (INS 343(iii)), singly or in combination for use as anticaking agents only at 10,000 mg/kg.

11

## 食品添加物の国際番号システム（INS）

### 【INS】（関連する主な議題：議題6）

- ・**各国で使用されている食品添加物に番号を付け**、機能分類・技術的目的とともにリスト化（関連ガイドライン（CXG 36-1989）に掲載）  
※JECFAで未評価／GSFAに未掲載の食品添加物も含む
- ・番号は食品添加物の機能分類に応じて付与  
（例：着色料 → INS番号100～199）
- ・各国からの提案に基づき、食品添加物、機能分類等の追加・修正を実施

（リストの改訂例：下線部を追加）

| INS No. | Name of food additive               | Functional class                             | Technological purpose                              |
|---------|-------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 163(xi) | <u>Butterfly Pea Flower Extract</u> | <u>Colour</u>                                | <u>Colour</u>                                      |
| 183     | <u>Jagua (genipin-glycine) blue</u> | <u>Colour</u>                                | <u>Colour</u>                                      |
| 301     | Sodium ascorbate                    | Antioxidant_<br><u>Flour treatment agent</u> | <u>Antioxidant</u><br><u>flour treatment agent</u> |

食品添加物の追加

機能分類・技術的目的の追加

### 【基本的な対処方針】

- ・各国の提案内容に基づき、適切なリストが作成されるよう対応。



## 【経緯】（関連する主な議題：議題9）

- 第44回総会にて、中国から、酵母規格に関する新規作業提案をどの部会に提案すべきか照会があり、コーデックス事務局よりCCFAに提案すべきと勧告があった。
- 第53回会合で、中国から討議文書が提出され議論されたが、規格の対象は再考が必要である等の意見があり、関心のあるメンバーにて、プロジェクトドキュメント（以下、プロドク）を検討し、次回会合にて再度議論することとなった。
- 第53回会合以降、関心のあるメンバー（中国、フランス、日本、トルコ、COFALEC（オブザーバー団体））による検討の結果、規格対象はパン用酵母に絞ることとされた。
- 今回会合では、リバイスしたプロドクをもとに議論が行われる予定。

## 【基本的な対処方針】

- ・酵母のコーデックス規格は不要と考えるが、仮に規格を必要とする国があり作業が開始される場合には、規格対象をパン用酵母に絞るべきとの立場で対処。また、酵母製品の生産、流通及び貿易に影響が生じないよう対処。